

雲雀丘地区まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入してください。)	※審査欄
第5条(自然環境及び景観への配慮)		
開発事業者は、開発事業区域内の開発事業にあたっては、雲雀丘地区の自然環境や歴史的景観等の維持・保全、安全で快適な住宅地の形成のために、付図に示す具体的指針にもとづいて、次の点に配慮するものとする。		
(1) 道路に面する部分の圧迫感の緩和、歴史的景観との調和	<p>○道路に面する外壁や塀は圧迫感を緩和させるようできるだけ後退し、道路との間は植栽帯を設けるよう努める。</p> <p>○道路に面する2mを超える擁壁は、圧迫感を与えないように60cm以上後退し、植栽帯の設置や擁壁面の緑化に努める。</p> <p>○共同住宅の玄関アプローチの通路の両側や道路に面する部分には花壇や植え込みを設け、緑の確保に努める。</p> <p>○既存の石垣や生垣は、できる限り活用するように努める。</p>	
(2) 景観と調和した共同住宅等の附属施設の配置や形態	<p>○給水槽、機械室、機械式駐車場、ゴミステーションなどの共同住宅等の附属施設は、景観に配慮した配置や形態に努める。</p> <p>○共同住宅の駐車場(平面駐車場及び機械式駐車場)の周囲は緑化に努め、目立たないように配慮する。</p>	
(3) 特定開発事業における公園、緑地又は広場の位置	<p>○特定開発事業における公園、緑地又は広場の位置は、地域住民の利用の便に配慮するよう努める。</p>	
(4) 交通安全に配慮した駐車場の出入口の位置	<p>○共同住宅の駐車場の出入口は交通安全に配慮し、交差点付近に配置しないように努める。</p>	
(5) 地形と調和した宅地造成	<p>○宅地の造成にあたっては、隣接地への圧迫感、地区の景観や安全性に配慮し、できる限り、擁壁を小さくするなど、周辺の地形等との調和を図るよう努める。</p>	
第6条(敷地内緑化の推進)		
開発事業者は、開発事業の計画にあたっては、接道部緑化、駐車場緑化、街角緑化、生垣緑化、ベランダ緑化、壁面緑化、法面緑化、屋上緑化等により、できる限り敷地の緑地率や緑視量の向上に努めるものとする。		
道路に面した部分には中高木を植栽するよう努めるものとする。		
第7条(雨水排水対策)		
開発事業者は、降雨時の浸水災害を防止するために、透水性舗装や雨水貯留施設等を整備するなど、開発事業区域外への雨水排水量の増加を抑制するよう努めるものとする。		

備考

- 1 雲雀丘地区まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 2 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- 3 ※審査欄は、記入しないで下さい。
- 4 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、植栽計画を記入してください。